

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年5月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700237号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月31日から平成15年11月1日まで

私は、A社に平成11年9月1日から平成16年9月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、同僚の回答及び請求者から提出された平成13年分から平成15年分までの給与所得に係る源泉徴収票(写)から判断すると、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届(写)によると、請求期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の元事業主に照会を行ったものの、回答を得られず、請求期間当時の同社の元取締役及び委託先の会計事務所は、当時の資料がなく不明である旨回答している上、請求期間の前後にA社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の元従業員に照会したが、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答又は陳述が得られないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記給与所得に係る源泉徴収票(写)からは、平成13年、平成14年及び平成15年に係る給与支払金額及び社会保険料額のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間の各月の給与支払額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

加えて、全国健康保険協会B支部の回答により、請求者は、平成13年10月31日から平成15年10月31日まで健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 1700243 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 1800007 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 10 月 31 日から平成 14 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間中も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の事業主の回答により、請求者が請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社において、請求者を含む6名の従業員が平成11年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、そのうち請求者を含む4名が請求者と同様に平成14年2月1日に同資格を再取得していることが確認できるところ、事業主は、請求期間当時、従業員に対し、会社の経営が非常に悪いため、良くなるまでの間、社会保険の被保険者資格を喪失させたいと相談し、了解を得て同資格を喪失させた旨回答している。

また、A社から提出された平成11年10月分から同年12月分までの「源泉徴収簿貼付用」(写)、「平成12年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(写)及び平成13年1月分から平成14年1月分までの「社員台帳」(写)によると、請求者は、請求期間に給与の支払を受けていることは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められる。

さらに、上記「平成12年分給与所得に対する源泉徴収簿」(写)に記載された「総支給金額」欄及び「社会保険料の控除額」欄の各月の金額の年間合計額は、それぞれ、請求者から提出された「平成12年分給与所得の源泉徴収票」(写)により確認できる「支払金額」欄及び「社会保険料等の金額」欄の金額と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700244号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1800008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年10月31日から平成14年2月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間中も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の事業主の回答により、請求者が請求期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社において、請求者を含む6名の従業員が平成11年10月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、そのうち請求者を含む4名が請求者と同様に平成14年2月1日に同資格を再取得していることが確認できるところ、事業主は、請求期間当時、従業員に対し、会社の経営が非常に悪いため、良くなるまでの間、社会保険の被保険者資格を喪失させたいと相談し、了解を得て同資格を喪失させた旨回答している。

また、A社から提出された平成11年10月分から同年12月分までの「源泉徴収簿貼付用」(写)、「平成12年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(写)及び平成13年1月分から平成14年1月分までの「社員台帳」(写)によると、請求者は、請求期間に給与の支払を受けていることは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが認められる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。